

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」へのコメント

平成 29 年 7 月 9 日  
株式会社パブリカ

質問 1 について、賛同しません。

【理由】有償ストックオプションは、あくまでも従業員の権利としての投資行為であり、「企業が一定の条件を満たすサービスの提供を期待して従業員に付与する」報酬には当らず、報酬性はないと思われるため。

有償ストックオプションの制度は、従業員による投資行為であり、企業業績に基づく将来的な自社株式取得のための権利付与であり、企業と特定の従業員との株式売買における取引留保にすぎない。従って、企業経営コストとしての予定された報酬ではなく、費用計上には疑念がある。また、通常のストックオプションと異なり、「付与に伴い従業員が一定の額の金額を企業に払い込む」という手続きを経ている上、企業業績を左右できない個々の従業員にとって不確実な受益であり、権利行使も従業員の意思に委ねられている以上、これを報酬とするのは、妥当性を欠き、従業員にとっても極めて酷な報酬とも言える。翻ると、無償ストックオプションと同様に報酬性を認めるとすると、権利を得なかった従業員から得たサービスも費用として考慮する必要があるところ、当該会計処理基準が伺えないのは、不備があるのと言わざるを得ないではないか。

以上